

議案第 1 1 0 号

小田原市病院事業の料金等に関する条例

[制定理由]

新病院で行う病院事業における料金その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 料金等（第 2 条及び別表関係）

事業管理者は、診療等について、次に定める額の料金等を徴収することとする。

- (1) 健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令（以下「法令」という。）によりその額を定められた診療等に係る料金等の額 法令の定めるところにより算定した額
- (2) 法令の適用を受ける入院時の食事療養に係る料金等の額 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した食事療養費の額
- (3) 法令の適用を受けない診療等に係る料金等の額 診療報酬の算定方法に基づき 1 点の単価を 1 5 円として計算して得た額に、1 0 0 分の 1 1 0 を超えない範囲内で事業管理者が定める率を乗じて得た額
- (4) 法令の適用を受けない入院時の食事療養に係る料金等の額 (2) の基準により算定した食事療養費の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額を超えない範囲内で事業管理者が定める額
- (5) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養に規定する療養及び(1)から(4)までの算定方法により難しい診療等に係る料金等の額 次に定めるもののほか、事業管理者が別に定める額

種 別			単 位	金 額	
				市民等	市民等以外の者
特別 入院 室料	特別室（括弧内 は、小児患者が使 用する場合の額）	A	1 日	2 2, 0 0 0 円 (2 0, 0 0 0)	3 0, 8 0 0 円 (2 8, 0 0 0)
		B		1 1, 0 0 0 円 (1 0, 0 0 0)	1 5, 4 0 0 円 (1 4, 0 0 0)

(加算額)	L D R 室 (非課税)		2 0 , 0 0 0 円	2 8 , 0 0 0 円
	特別 4 床室		3 , 8 5 0 円	5 , 3 9 0 円
初診時選定療養費	医科	1 回	7 , 7 0 0 円	
	歯科		5 , 5 0 0 円	
再診時選定療養費	医科	1 回	3 , 3 0 0 円	
	歯科		2 , 0 9 0 円	
特別長期入院料		1 日	通算対象入院料の基本点数に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に、1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額	
多焦点眼内レンズ支給選定療養費		1 回	次の金額の合計を基準として事業管理者が定める額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額 ア 多焦点眼内レンズの費用から保険診療の場合に主に使用する眼内レンズの費用を控除した額 イ 多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額	
長期収載品選定療養費		1 回	長期収載品の薬価と後発医薬品の薬価との価格差に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 1 0 円を乗じて得た額に、1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額	

妊婦健康診査料			3, 000円	
分娩介助料		1件	70, 000円	100, 000円
無痛分娩料（加算額）			150, 000円	
新生児保育料		1日	6, 000円	
育児相談料		1件	3, 300円	
がん検診料			診療報酬の算定方法により算定した額に 100分の110を乗じて得た額の範囲内 において事業管理者が定める額	
文書料	診断書	1件	2, 200円	
	死亡診断書（死体検案書）		3, 300円	
	特殊診断書		5, 500円	
	証明書		1, 430円	
	特殊証明書		4, 400円	
死体処置料		1体	3, 300円	

備考 この表において「市民等」とは、小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内に居住する者をいい、「市民等以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

- (6) 国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別な契約により行う診療等に係る料金等の額 当該契約において定める額

2 料金等の徴収時期（第3条関係）

料金等は、その都度、徴収することとするほか、料金等の徴収時期の特例について定めることとする。

3 料金等の減免等（第4条関係）

事業管理者は、特に必要と認めるときは、料金等を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができることとする。

4 債権の放棄（第5条関係）

事業管理者は、料金等に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができることとする。

5 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の廃止（附則第2項及び第3項関係）

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例を廃止することとし、同条例の廃止に伴う経過措置を定めることとする。

[適用]

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日